

(基準の特例)

第46条 この章の規定は、消防用設備等について、消防長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、第5章に規定する消防用設備等の技術上の基準についての特例を規定したものである。

1 第5章の規定は、一定の条件を予定して定められた画一的な基準である。これらの基準を個々の防火対象物に適用しようとする場合に、ときによっては、必ずしも適当でない場合が生じてくる。そのため、次に示す特殊な事情があると認められた場合に限り、技術上の基準について特例を認めることができるものとしている。

(1) 防火対象物の実態により特例を認める場合

令別表第1に掲げる防火対象物の範囲は広く、個人専用住宅を除くほとんどの防火対象物が指定されているため、同一の規制を受ける防火対象物群の中にも、その危険性の大小に相当の幅があることが想定される。そのため、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくても、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認められる場合にあっては、特例の対象となる。

(2) 予想しない特殊な消防用設備等その他の設備を用いることにより特例を認める場合

現行法令によって設置する消防用設備等は、その種類も限定され、かつ、省令等の規格に適合するものでなければならないこととなっている。しかし、消防用設備等は、なお、研究改良され、また、科学技術は日々急速な進歩をしており、予測し得ない新開発の機械器具の出現もあり得る。

したがって、このような新しく発明された機械器具や、研究改良された消防用設備等でも、それを設置した場合、この章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力を有すると認められたときも、特例の対象となる。

2 特例を適用するか、否かは、消防長（消防署長）の判断によるものであり、防火対象物の関係者又は消防用設備等の設計者等の判断によるものではない。また、特例を適用する前提としては、あくまでも物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、単に防火対象物における防火管理が適切に行われているというような主観的な要素は、特例適用の要件とはならないものである。